

道高教組第120回定期大会に参加の代議員、傍聴のみなさん、ごくろうさまです。日々の教育活動、組合活動へのとりくみに心から敬意を表します。また、お忙しいなか、わたしどもの大会に足を運んでいただいた来賓の方々に心からお礼申し上げます。

大会の開会に際し、一言あいさつ申し上げます。

昨年、内閣府は「子ども・若者白書」を公表しました。15歳から29歳の男女600人に「自分の居場所と思うか」と尋ね、「そう思う」「どちらかといえば」を合わせて、自分の部屋89%、家庭80%、インターネット空間62%でした。それに対し、学校は49%に止まっています。この傾向は、学習指導要領や「学力テスト」による学習負担増、競争主義教育の常態化、道徳の教科化やゼロトレランスなど、子どもを特定の「枠」にはめ込もうとして、居場所としての学校を子どもから奪っているからと考えられます。そうであれば、いまこそ、子どもの願いを受け止めて、子どもを権利主体として大切にする教育実践、学校づくりが求められます。

しかしながら、現政権の教育政策は、国や財界の要請に応じる「人材育成」に重きを置いて、教育を利用し、介入を繰り返していると言わざるを得ません。この3月にも高校と特別支援学校高等部の学習指導要領が告示されますが、今次の改訂では、とりわけ道徳教育に力点が置かれているのは、小・中学校の新指導要領を見ても顕著ですし、教育勅語の復権を果たそうとする勢力の動向からしても注意すべきです。

そもそも現憲法下で、国は公教育で道徳教育の内容を決めて良いのか。道徳に限らず、国家に公教育の教育内容を決定する法的権限があるか、「国民の教育権」説と「国家の教育権」説が鋭く対立してきて、それに一定の決着を付けたのが1976年の最高裁旭川学力テスト事件判決でした。この判決は、学習指導要領の合理性を認めつつも、教育内容への国の関与を無条件、無制限に認めたわけではなく、「必要かつ適当と認められる範囲」に限りました。教育を「人間の内面的価値に関する文化的な営み」ととらえ、「党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきではない」としています。このことは、知育以上に、良心の形成にかかわる道徳だから強く意識されるべきです。

それゆえ、「道徳的価値」として国が正当に設定できるのは、憲法の基本原理にもとづく価値、個人の尊厳、立憲主義、基本的人権の尊重、平和主義、国民主権といった価値のみと考えるのが必然です。ですから、国が定めることができる道徳教育の内容は、個人の価値に立脚し、権力に対する警戒心を伴った、人権教育、平和教育、主権者教育になります。

加えて、教科はその背景に、人類の知的・精神的活動の成果としての学問・文化の体系があります。それを子どもの発達段階に応じて再構成したものが教科ですが、道徳にはその基盤となる学問も文化的体系もありません。したがって、大学で教員養成をすることも免許状を設けることのできません。

昨年展示された、小学校1年生の道徳の教科書に次のような記述があります。

つぎのうち、れいぎ正しいあいさつは、どのあいさつでしょうか。

1. 「おはようございます」と言いながらおじぎをする。
2. 「おはようございます」と言ったあとでおじぎをする。
3. おじぎのあと「おはようございます」という。

正解は2というのですが、誰がどこで決めたのでしょうか。これは「正しい」ことを一方的に教え込む「教化」であり、悪しき正解主義の中でも最悪の部類に属します。憲法改正で26条を変更するという

動きに注意を払いながら、学校における道德教育は、伝統的道德の反憲法制を否定しつつ、憲法的価値を国民の間に広げる役割を負うということ意識して、新たな学習指導要領を乗り越えていこうではありませんか。

首相はいま、改憲に前のめりになっていて、それを受け、自民党憲法改正推進本部は、所属議員から公募した憲法9条「改正」をめぐる条文案を議論し、3月中に意見集約するとしています。首相は憲法に自衛隊を明記しても「自衛隊の任務や権限に変更が生じることはない」と言いますが、米軍と日米安保条約によって一体化した自衛隊を憲法に記せば、海外での無制限の武力行使に道を開くことにつながることは火を見るより明らかですし、国の在り方に関わる重大な問題です。先日、衆議院を通過した18年度政府予算案には憲法9条に明白に反する「敵基地攻撃能力」の保有につながる長距離巡航ミサイルの取得経費など、過去最高の5.2兆円に上る軍事費が計上されています。それがために、暮らしに冷たいアベノミクスの継続とともに、社会保障予算は大幅に削減され、生活保護費の更なる削減を打ち出したことは重大です。文教予算も少人数学級には背を向けながら、グローバル人材の育成には予算を割くなど、国民に「貧困と戦争」を押しつける内容です。

昨年公表された「北海道子どもの生活調査」では、「年収階層別で見ると、年収が下がるのに伴い、学校での授業が『わからない』とする割合は増加傾向」にあることが示され、家計収入と学力の相関が明らかになりました。貧困の連鎖を断ち切るには、家計への直接支援が最も効果的と言われますが、それを阻んでいるのが新自由主義による自己責任論であり、「国難」を理由にした軍事費の増大と言えます。

私たちの「ゆきとどいた教育をすすめる運動」などによって、就学援助の拡充や給付型奨学金の本格運用が始まりましたが、子どもたちに権利としての学びを担保するには不十分と言わざるを得ません。また、子どもたちの前に日々立ち続ける教職員の多忙解消も早急に解決されるべき課題として、中教審や文科省、スポーツ庁などが「チーム学校」としての様々なガイドラインや提言を発しています。道教委もそれにならって、「学校における働き方改革 北海道アクションプラン」を検討しています。教育長は「時間外勤務の一層の縮減に庁内一丸となつてとりくむ」決意を述べていますが、こうした動きをつくってきたのは、紛れもなく学校現場の声であり、それを束ねて要求としてきた教職員組合の運動です。

「学力テスト」で「日本一」常連の福井県が昨年12月に県議会で意見書を採択しました。「福井県の教育行政の根本的見直しを求める意見書」として、県内中学校での「指導死」の反省から、「子どもたちが自ら学ぶ楽しさを知り、人生を行く抜くために必要な力を身に付けることが目的」であって「過度の学力偏重は避けること」「教員の多忙化を解消し、教育現場に余裕を持たせるため、現場の多くの教員の声に真摯に耳を傾け、本来の教育課程に上乘せして実施する本県独自の学力テスト等のとりくみを学校裁量に任せることや、部活指導の軽減化をすすめるなどの見直しを図ること」としています。

この意見書に書かれている方向性を、教職員定数の増や少人数学級の前進も含めて、より多くの人と共有し、目指していくことが必要ではないでしょうか。学校からゆとりがなくなると、「子どもの人権」に気が回らなくなり、教育そのものが、子どもにとってリスクになる可能性があることを私たちは認識しなければなりません。そのためにも風通しがいい職場、子どものことを語り合える職場が必要で、それができるのは組合の力の結集に他なりません。

私たち道高教組は、「教え児を戦場に送るな」をスローガンに掲げ、「憲法の理想の実現は根本において教育の力にまつべきもの」という立場で運動をすすめてきました。これは教職員組合としての矜持です。戦後73年の今年、安倍改憲を許さない、大きな運動に担い手に私たち一人ひとりになることが求められます。この2日間、みなさんの活発な議論によって議案を豊かに補足していただくこと期待し、あいさつとさせていただきます。